

【事件番号】 不服 2005-1068

【審決理由全文】

1. 手続の経緯

本願は、平成 11 年 12 月 1 日(パリ条約による優先権主張 1998 年 12 月 1 日、米国)の出願であって、平成 16 年 3 月 4 日付け拒絶理由通知に応答して平成 16 年 9 月 8 日付けで手続補正がなされたが、平成 16 年 10 月 18 日付けで拒絶査定がなされ、これに対し、平成 17 年 1 月 18 日に拒絶査定不服審判が請求されるとともに、平成 17 年 2 月 17 日付けで手続補正がなされたものである。

2. 平成 17 年 2 月 17 日付けの手続補正についての補正却下の決定

[補正却下の決定の結論]

平成 17 年 2 月 17 日付けの手続補正を却下する。

[理由]

(1)平成 17 年 2 月 17 日付けの手続補正(以下、本件補正という)

本件補正は、特許請求の範囲の請求項 1 について、補正前(平成 16 年 9 月 8 日付け手続補正書参照)に、

「【請求項 1】 複数のバージョンを有する電子ドキュメントを持続的に格納するための方法であって、

前記電子ドキュメントの前記複数のバージョンの一つを要請するリクエストであって、該リクエストされたバージョンの生成時間を示すタイムスタンプを含むリクエストを受信するステップ;

前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンを修正することで、前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンに埋込れたハイパーリンクを前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンのタイムスタンプを含むように更新するステップ;および

前記リクエストされた前記電子ドキュメントをクライアントに送信するステップを含むことを特徴とする方法。」

とあったものを、

「【請求項 1】 複数のバージョンを有する電子ドキュメントを持続的に格納するための方法であって、

前記電子ドキュメントの前記複数のバージョンの 1 つを要請するタイムスタンプを含むリクエストを受信するステップ、

前記リクエストに応答して、前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンを修正することで、前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンのタイムスタ

ンプに基づいたタイムスタンプを含むように更新するステップ、および前記リクエストされた前記電子ドキュメントをクライアントに送信するステップを含むことを特徴とする方法。」と補正しようとするものを含んでいる。

(2)補正の適否

そこで、上記補正前後の発明特定事項を対比すると、本件補正は少なくとも請求項 1 について、

(補正 1)補正前の請求項 1 の「リクエストされたバージョンの生成時間を示すタイムスタンプを含むリクエスト」を「タイムスタンプを含むリクエスト」と補正し、

(補正 2)補正前の請求項 1 の「前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンを修正することで、前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンに埋込れたハイパーリンクを前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンのタイムスタンプを含むように更新するステップ」を「前記リクエストに応答して、前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンを修正することで、前記電子ドキュメントの前記リクエストされたバージョンのタイムスタンプに基づいたタイムスタンプを含むように更新するステップ」と補正し、

(補正 3)補正前の請求項 1 の「一つ」、「;」をそれぞれ「1 つ」、「、」と補正しようとするものである。

しかしながら、上記(補正 1)、(補正 2)により、請求項 1 に係る発明は、「タイムスタンプ」に関する「リクエストされたバージョンの生成時間を示す」及び「に埋込れたハイパーリンク」という限定を省いたものとなった。

それ故、本件補正は特許法第 17 条の 2 第 4 項第 1 号(請求項の削除)、第 2 号(特許請求の範囲の減縮)、第 3 号(誤記の訂正)、第 4 号(明瞭でない記載の釈明)のいずれにも該当しない。

(3)まとめ

以上のとおり、本件補正は、特許法第 17 条の 2 第 4 項に規定する要件を満たしていないものであるから、特許法第 159 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 53 条第 1 項の規定により却下されるべきものである。

3.本願発明について

平成 17 年 2 月 17 日付けの手續補正は上記のとおり却下されたので、本願の請求項 1?17 に係る発明は、平成 16 年 9 月 8 日付けの手續補正書の特許請求の範囲の請求項 1?17 に記載された事項により特定されたとおりのものであると認める。

そして、本願については、原査定の拒絶理由を検討してもその理由によって拒絶すべきも

のとすることはできない。

また、他に本願を拒絶すべき理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。